26年診療報酬改定　診療所の7割が減益

保団連の調査速報

埼玉保険医新聞

真水部分の期中引き上げの実施を

六月の診療報酬改定施行以降、医療現場の経営状況は減収、減益になっているという会員の声が出ていた。この秋、協会や保団連は医科の診療所・病院の緊急調査を実施。半数以上が「減収」「減益」となっていることが判明した。協会は十月から開会した国会に診療報酬の真水部分の緊急引き上げの要請を実施した（歯科の診療報酬調査は十一月に実施予定）。

診療所は約7割が減益「実質マイナス改定」

調査結果では、今年六月時点の保険診療収入が昨年と比べて減収となった医療機関が全体で五四％となった。また、今年八月の経常収支では全体の六四％が減益となった。減益幅では五％以上減益が四七％。一〇％以上減益が二七％となったのは、改定財源が不足したからに他ならない。

また、減収幅を超えて経常収支が悪化したのは、診療報酬の不足以上に物価高騰の影響が大きくなっているといえよう。関東ブロックの保険医協会による共同調査では、石油製品医療資材の価格が高止まりしていることが示された。加えて、資材の供給も安定せず「断続的な入荷状況」の物資もあることが示された（調査報告は七面）。

また、改定財源の配分において小規模医療機関、とりわけ診療所に対する過小評価の影響が大きい。

診療所は六八％が減益（減益幅は五％以上が四九％、一〇％以上が二八％）となり「実質マイナス改定」となっている。

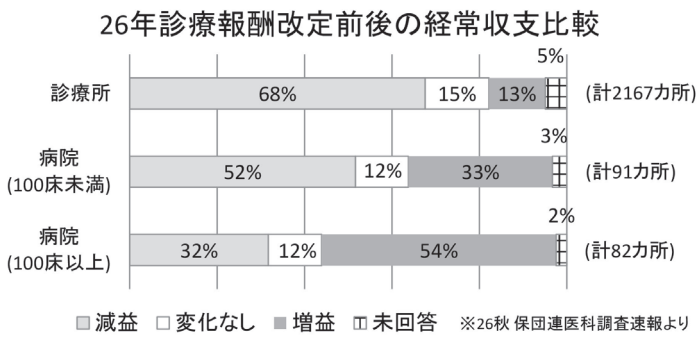
真水部分の大幅引き上げが急務

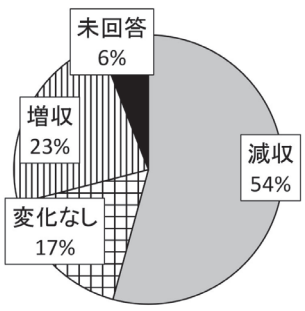
既に埼玉県内でも地域によっては夜間の患者対応が困難となり「オンライン診療」を採用せざるを得ない事態が拡がりつつある。また、病床の削減を自ら申出ている病院が県内全域にて現れている。医療提供体制を確保するために、全ての医療機関の経営を抜本的に改善させることが必要だ。

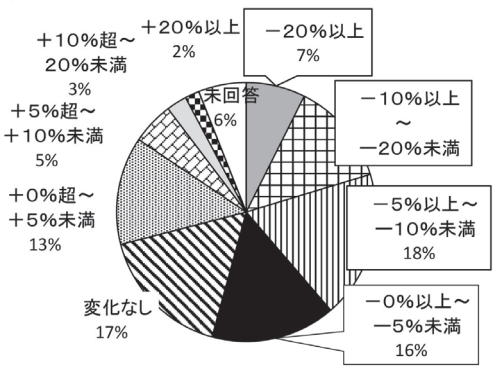
二〇二六年診療報酬改定は、実は、物価高騰と賃上げを複数年にわたって確実に対応する目的で史上初となる「二段階改定（二〇二六年度・二〇二七年度）」の仕組みが導入されている。二〇二七年六月に二段階目の引き上げが施行されることになっている（賃上げ分二・一八％、物価対応分〇・九七％）。しかしながら、医療提供体制を確保できるように医療機関の経営を支えるには全く不十分だ。医療機関の経営原資となる「真水」に相当する部分、基本診療料の大幅引き上げが必要だ。医療分野、社会保障分野への財政支出は経済波及効果が高く、経済対策的にも診療報酬の引き上げは理に適っている。

二〇二六年診療報酬の改定率はプラス三・〇九％と言われたが、実際には賃上げの原資、物価対応分の原資と使途の内訳が定められており、医療機関の経営そのものを支える「真水」に相当する部分はプラス〇・一％に過ぎなかった。

今回の調査結果を踏まえて協会では引き続き報酬引き上げを各方面に要請していく。







発行所
埼玉県保険医協会
〒330-0074
さいたま市浦和区北浦和
4-2-2 アンリツビル5F
電話　048(824)7130
FAX　048(824)7547
発行人　渡部義弘
購読料　1部150円
会員の購読料は会費に含まれています。

主な記事

2面　論壇「『長崎の鐘』　宗教を超えた鎮魂と平和への祈り」
3面　個別指導指摘事項、社保Q&A
4面　斎藤幸平氏講演録質疑応答編
7面　関東ブロック緊急調査　モノ不足・価格高騰は長期化　経営を圧迫
9面　研究会・講習会開催案内

新春講演会のご案内

懇親会も開催　ぜひご参加ください


（後藤さくら氏 撮影）

講師　社会学者　**上野千鶴子氏**

日にち　2027年 **1月31日（日）**

会場　**パレスホテル大宮**（JR大宮駅西口徒歩3分）

①講演会：17時～19時

②懇親会：19時15分～20時30分

※上野氏も懇親会の冒頭に参加予定です。

■詳細は次号以降でお知らせします。

「開業医の意識と実態に関する調査」

会員アンケートにご協力ありがとうございました

個別指導対策講習会 開催決定

新規開業医会員必見！疑問・不安が半日で解決

改定版が発行される冊子「個別指導対策の要点」をテキストとし、「個別指導対策講習会」を開催いたします。

【日時】2027年2月28日（日）13時～16時

【会場】TKPガーデンシティPREMIUM大宮（JR大宮駅西口から徒歩7分）大ホール

※WEB配信は行いません。申込みは1月から受付します。



災害義援金へのご協力のお願い

「熊本地震」「千葉県豪雨」

●振込先…〈銀行口座の場合〉
金融機関…武蔵野銀行北浦和支店（021）
口座番号…普通8910 1
名義人…埼玉県保険医協会　理事長　渡部義弘
〈郵便振替の場合〉
※折込の振替用紙をご利用ください。

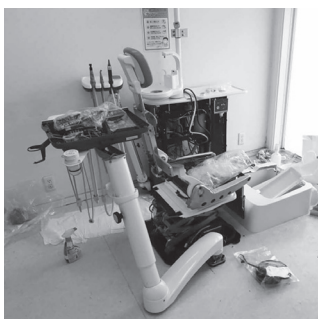
●募金額…1口1，000円で、何口でも可

●締切…11月30日（月）

※振込手数料はご負担いただきますようお願いいたします。銀行・郵便局ともにお客様用控えをもって受領書とさせていただきますので、大切に保管してください。

※本義援金は、寄付金控除の対象になりませんが、「災害見舞金に充てるために同業者団体等へ拠出する分担金等」に該当するため、税務上必要な経費として認められます。





写真は千葉協会の会員医療機関より

未受講の歯科衛生士にぜひ受講を

口腔機能実地指導料の施設基準講習会

◆日時：2027年2月23日（火・祝日）

◆会場：JR大宮駅近く

※詳細は次号以降でお知らせします。（関連6面）

個別指導に弁護士が帯同できます